

保存版

船橋市立市場小学校 PTA  
PTA 会則

令和 7 年 4 月～

# 船橋市立市場小学校PTA会則

## 第一章 総 則

(名称、事務所)

第1条 本会は、船橋市立市場小学校PTAと称する。  
事務所は、市場小学校（船橋市市場1-5-1）におく。

(目的)

第2条 本会は、児童の福祉と健全育成のために、保護者と教職員が協力して、家庭・学校および地域の教育環境をよくするために諸活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条

1. 本会は、教育のための民主的団体として活動し、会・役員・委員および委員会の名において営利的、思想的、宗教的、政治的活動およびそれらの団体とは関与しない。
2. 本会は、自主独立の団体であって、他のいかなる団体および機関の支配統制干渉を受けない。
3. 本会は、学校の人事、経営に干渉しない。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡提携に関すること。
- (2) 会員の研修および連絡親睦に関すること。
- (3) 教育環境の整備充実に関すること。
- (4) 本会の運営および活動に必要な費用の確保と管理に関すること。
- (5) 本会・学校行事の広報に関すること。
- (6) 本会と目的を同じにする団体および機関との連絡と協力に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第二章 会 員

(会員)

第5条

1. 会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校の教職員で組織する。  
但し、特別委員に関しては、在籍する保護者及び、元会員で組織することができる。
2. 会員は、会員としての平等の権利とPTA活動に積極的に協力する義務を有する。  
(平成26年度から施行する)

## 第三章 役員

(役員の数)

第6条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上 保護者 2名以上  
教職員 1名 (教頭先生)
- (3) 書記 1名以上
- (4) 会計 2名 (令和3年度から施行する)

(役員を選出)

第7条

- 1. 役員は、役員選出規定に基づき総会において選出する。
- 2. 役員選出規定については、別に定める。 (平成8年度から施行する)

(役員任期)

第8条

- 1. 役員任期は就任年度より2年を基本とする。  
(令和3年度から施行する)
- 2. 年度の途中において欠員が生じたときは、役員選出規定に基づき補充し、その任期は前任者の残任期間とする。  
(平成8年度から施行する)

(役員任務)

第9条

役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその任務を代行する。
- (3) 書記は、本会の会務を記録し、決定事項の連絡、その他の事務を行い、会議録を保管する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行い、会計帳簿を管理し、総会で会計報告を行う。  
(平成8年度から施行する)

## 第四章 総会

(総会の招集)

第10条

- 1. 総会は、最高の議決機関で、年度初めに開催し会長が招集する。  
ただし招集が困難又は不可能な場合は、書面議決も可能とする。  
(令和3年度から施行する)
- 2. 会長は、次の場合は臨時総会を招集しなければならない。
  - (1) 会長が必要と認めた場合。
  - (2) 会員の3分の1以上からの要求があった場合。

- (3) 本条第2項の場合、会長は要求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定数)

第11条 総会は、出席者ならびに委任状を含めて会員数の過半数をもって成立する。  
(平成14年度から施行する)

(総会の議決・承認事項)

第12条

1. 総会は、次のことを行う。
  - (1) 会務の報告・承認
  - (2) 決算・予算の承認・議決
  - (3) 会則その他の変更
  - (4) その他の重要事項
  - (5) 役員を選出
2. 総会の承認・議決は出席者（委任状を含む）の過半数の賛成を必要とする。ただし、前項(5)役員を選出については、役員選出規定によるものとする。  
(平成8年度から施行する)

(議長団の選出)

第13条 総会は、議長1名・副議長1名・記録者2名を、出席した会員のうちから会員が選出する。

(議事録の作成)

第14条 総会の議事録は、議事の経過および決議事項を記載し、議長と記録者が署名する。

## 第五章 委員会

(委員会の種類)

第15条 本会は、活動を遂行するために次の委員会をおく。

- (1) 本部委員会：役員により構成
- (2) 運営委員会：役員および各専門委員長により構成
- (3) 専門委員会：クラス委員兼専門委員により構成（令和4年度から施行する）
- (4) 特別委員会  
(平成8年度から施行する)

(本部委員会)

第16条 本部委員会は、役員で構成し、会務を協議し、運営委員会を主催する。  
(平成9年度から施行する)

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、本会の運営・活動について次の事項を審議する。

1. (1) 総会に付議すべき事項。  
(2) 本会の運営・活動に関する事項。  
(3) その他会長または運営委員会が必要と認めた事項。
2. 運営委員会は、総会につぐ議決機関で、定例および必要に応じて会長が招集する。

3. 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・各専門委員長によって構成する。  
(令和4年度から施行する)
4. 運営委員は、やむをえず運営委員会に出席できない場合には、その代理者を出席させることができる。
5. 議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決定する。  
ただし、可否同数の場合は、議長が決定することができる。

(クラス委員)

(令和4年度から施行する)

#### 第18条

1. クラス委員は、各学級の代表として、児童の生活環境の向上のため、各専門委員会のいずれかに属し活動する。また、お互いの仕事を補助し合う。
2. クラス委員は、以下の通りの人数構成と活動を行う。
  - (1) 各学級2名以上とし、学級の児童数により調整する。
  - (2) 教職員・本部役員と連携して、学校行事・PTA活動に協力する。
  - (3) 担任教職員と協力して学級内の連絡・調整を行う。
  - (4) 地域行事や会合に参加、活動し、近隣地区との親睦を深める。
3. クラス委員に欠員が生じた時は、欠員があった学級より補充することが出来る。また、その任期は前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

#### 第19条

1. 専門委員会は、次の委員をおく。
  - (1) 文化環境委員会  
有価物回収作業及び校内美化活動の中心となり、環境整備を行う。  
(令和3年度から施行する)
  - (2) 校外委員会  
児童の校外生活と活動を安全かつ健全に育成するための計画をし、実践の中心となる。  
(平成7年度から施行する)
  - (3) 広報委員会  
会員に必要な情報の収集と伝達、ならびに会報を発行する。  
(令和3年度から施行する)
2. 各専門委員の人数は、社会状況・児童数などにより、年度毎・学級毎に調整する。  
(令和4年度から施行する)
3. 各専門委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を互選し、担当教職員と連携をとり、委員長が委員会を招集し、運営委員会に報告する。  
(平成7年度から施行する)

(特別委員会)

#### 第20条

1. 特別委員会は、次の3委員会をおく。  
(令和3年度から施行する)
  - (1) 周年行事实行委員会  
周年行事を行う為の実行委員会で、該当年に発足する。  
学年より1名以上選出する。  
(平成16年度から施行する)

- (2) 選考委員会  
選考委員会は、本部役員選出に関する事務を分担する。
  - (3) 市場小おやじの会  
市場小おやじの会は、父親として児童がより豊かな学校生活をおくることができるように、協力・お手伝いをする団体である。  
(平成11年度から施行する)
2. 前項の規定に係わらず、会員の多数が必要とした場合、運営委員会の承認により、新たに特別委員会を設置することができる。

第21条 学校長は、本会与学校経営との調整を行い、すべての会合に参加して、意見を述べることができる。

## 第六章 会 計

(収入の範囲)

第22条 本会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

(会費)

第23条

- 1. 会費は在籍児童1人に対し月額200円とし、12ヶ月分を口座振替にて一括納入するものとする。  
(令和7年度から施行する)
- 2. 転入者については、入会の翌月より3月分までを一括納入する。ただし4月について、始業式までは満額納入、翌日以降は会則に基づく。  
(令和7年度から施行する)
- 3. 転出者については、退会の翌月より3月分までを一括返金する。  
(平成20年度から施行する)

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第七章 監査

(監査)

第25条 本会の運営および会計を監査するため監査2名を置く。  
(平成25年度から施行する)

(選出)

第26条 監査の選出は、運営委員の経験者の中から会長と協議し、役員選出会議で選出し、総会において承認を得るものとする。  
(平成25年度から施行する)

(任期)

第 27 条

1. 監査の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
2. 年度の途中において欠員が生じたときは、第 26 条の規定により補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第 28 条

1. P T A活動、運営に対して監査し、総会・運営委員会において意見を述べる  
ことができる。
2. 定期的に会計帳簿等を監査し、総会において報告する。
3. 監査が必要と認めるときは、会計帳簿等を臨時に監査することができる。  
この場合においては、総会に報告しなければならない。

## 付 則

1. 本会は、運営に関する規定及び内規を別に定める。
2. この会則は毎年、運営委員会において見直しをする。  
(平成4年度から施行する)
3. この会則は昭和61年4月25日から施行する。  
平成20年4月16日 一部追加  
平成21年4月15日 一部追加  
平成25年4月17日 一部改正、追加  
平成26年4月16日 一部改正、追加  
平成29年4月17日 一部改正  
令和2年10月13日 一部改正、追加 (令和3年4月1日施行)  
令和4年 3月 1日 一部改正、追加 (令和4年4月1日施行)  
令和7年 3月 6日 一部改正、追加 (令和7年4月1日施行)

# P T A 役員選出規定

(目的)

第 1 条 この規定は、市場小学校 P T A 会則第 7 条に基づき、役員を選出等に  
必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 役員は市場小学校 P T A の会員でなければならない。

(選考委員会)

第 3 条

1. 選考委員会は、本部役員と教職員 1 名により構成する。
2. 選考委員会は、正副委員長を互選する。
3. 委員長は、選考委員会を主催する。委員長不在の時は、副委員長が代行する。
4. 選考委員は、本部役員に立候補することができない。ただし、選考委員を辞任した場合は、前項の規定に係わらず本部役員となることができる。

(役員選出会議)

第 4 条

1. 役員選出会議は、選考委員、本部役員及び教職員代表によって構成する。
2. 役員選出会議は、議長及び副議長をおく。
3. 議長は、役員選出会議を主催する。議長不在の時は、副議長が代行する。
4. 役員選出会議は、各構成メンバーが連携をとりながら、人選と交渉を行う。
5. 役員選出方法は、この会議により決定する。

(予定者の推薦)

第 5 条

1. 選考委員会は、現在の本部役員に対して留任を要請することができる。
2. 前項の留任の要請した後においても、なお本部役員予定者が不足する場合は、その不足する役員予定者について、役員選出会議において役員の予定者を推薦することができる。

(立候補)

第 6 条

1. 役員の立候補者になろうとする者は、選考委員会に書面でその旨を届けなければならない。
2. 立候補者がそれぞれの役員の定数を上回った場合は、総会において当日の出席者の選挙により役員を選出する。
3. 前項の選挙は、無記名の投票により行う。
4. 投票の結果、最多の得票を得た立候補者を役員とする。

(周知)

第7条

1. 立候補受付等の手続き、日程等は、会員に対して事前に周知しなければならない。

(信任)

第8条

1. 役員選出会議において推薦された役員予定者については、総会において過半数の承認により信任されたものとする。
2. 立候補者がそれぞれの役員の定数と同数の場合は、役員候補者について信任の方法により役員を選出する。
3. 前項の信任の方法は、総会において無記名の投票により行い、過半数の賛成で役員とする。

(補充選出)

第9条

1. 年度の途中において、本部役員に欠員が生じた場合は、補充のための役員の選出を行う。尚、決定については運営委員会の承認をもって行う。  
(令和3年度から施行する)

## 付 則

この規定は、平成 8年11月30日から施行する。

平成18年 4月18日 全文改正

平成25年 4月17日 一部追加

平成29年 4月17日 一部改正

令和2年 10月19日 一部改正 (令和3年4月1日施行)

# 内 規

## 慶弔規定

本会の慶弔規定は次のとおりとする。

- |    |       |                  |            |
|----|-------|------------------|------------|
| 1. | 弔慰金   | 児 童              | 5, 0 0 0 円 |
|    |       | 会 員              | 5, 0 0 0 円 |
|    |       | 教職員の配偶者及び、一親等の血族 | 3, 0 0 0 円 |
| 2. | 結婚祝い金 | 教職員              | 5, 0 0 0 円 |
| 3. | 出産祝い金 | 教職員及び、その配偶者      | 5, 0 0 0 円 |
| 4. | 見舞金   | 教職員              | 3, 0 0 0 円 |
|    |       | 児童               | 3, 0 0 0 円 |

(※30日以上の病気・ケガ療養による欠席に対して)

5. 1～4に該当しない特例については、運営委員会にはかり、そのつど決定する。  
但し、緊急の場合は会長が決定し、運営委員会に報告する。
6. この内規の1～5による返礼はしないものとする。

## 付 則

この規定は昭和61年4月25日から施行する。

平成14年4月19日 一部改正

## 表彰規定

第1条 下の各号に該当する者及び時期に対し、表彰並びに感謝状を贈る。

1. 学校教育上多大の協力をなし、その功労顕著なる者。
2. 本部役員については、役職を退任した時。
3. 総会あるいは運営委員会において特別決議された者、及び前者に準ずる者。

第2条 前条の規定に基づき、会長が運営委員会にはかって決定する。

## 付 則

この内規は昭和62年4月27日から施行する。

平成14年4月19日 一部改正

その他の規定については、必要に応じて運営委員会で決定する。